



## Vol.10

弁護士 岡 正俊  
狩野・岡・向井法律事務所

### ★労働審判制度のあまり知られていない話

平成 18 年に労働審判制度が始まってから約 9 年が経過し、当事務所でも現在多くの労働審判事件を抱えておりますが、今回は労働審判制度について、あまり知られていないことをお話ししたいと思います。

#### 1 管轄について

労働審判事件の管轄については、そもそもどこの裁判所に労働審判を申し立てるかという基本的な問題ですが、申立てを受ける使用者側はあまり意識されていないかもしれません。

労働審判事件の管轄は、労働審判法 2 条に規定されています。

まず一つ目として、地方裁判所でなければならず、それ以外の例えば簡易裁判所に申し立てることはできません。

次に、全国の地方裁判所のうち、どこにある裁判所に申し立てなければならないかというと、以下の場所を管轄する裁判所とされています。

- ① 相手方の住所、居所、営業所又は事務所の所在地
- ② 個別労働関係民事紛争が生じた労働者と事業主との間の労働関係に基づいて、当該労働者が現に就業し又は最後に就業した当該事業主の事業所の所在地

ここで特に注意が必要な点として、二点ほどあります。

一つは、会社の本社の所在地に限られないという点です。

民事訴訟法では、会社の主たる事務所の所在地を管轄する裁判所とされており、一般的には本社の所在地となります。

労働審判事件では、労働審判制度を利用しやすくするため、上記のように定められており、これによれば、本社の所在地でなくとも、労働者が勤めていた事業所、営業所の所在地を管轄する地方裁判所に申立てができることになります。

もう一つは、労働者の住所地を管轄する裁判所ではダメだということです。通常訴訟でよく使われる管轄に、「財産権上の訴え」についての「義務履行地」というものがあります。損害賠償請求や賃金支払請求も「財産権上の訴え」に当たり、このような金銭債権（使用者側からすると債務）は原則として持参債務の原則というものがあり（民法 484 条）、労働者の住所地において支払うものとされています。つまり、損害賠償請求訴訟や賃金支払請求訴訟は労働者の住所地を管轄する裁判所に提起することができるとされていますが、同じ内容の労働審判事件は、会社の事業所の所在地を管轄する裁判所に申し立てる必要があるのです。

通常、このような扱いで特に問題はない

# Labor-management.net News Vol.10

労働組合対応、労基署対応、使用者側の労務トラブルを弁護士岡正俊が解決！

のですが、最近担当した事件で、労働者が自分の住所地の管轄裁判所に労働審判の申立てを行ったので、会社は自分の事業所の近くの方がやりやすいということで、管轄違いを主張しました（管轄違いの主張をせずに合意管轄を生じさせることは可能です）。そうしたところ、労働者が労働審判の申立てを取り下げて（通常訴訟の場合は取下げには被告の同意が必要ですが、労働審判の取り下げには相手方の同意は不要です）、自分の住所地の管轄裁判所に通常訴訟を提起しました。

ケースバイケースですが、会社としては、多少遠くても労働審判事件の方が、結果的に時間と費用がかからずに済んだかもしれません。

要するに会社としては、労働審判と通常訴訟の費用や手間の比較、自社の事業所の近くの裁判所で行った場合と申立人の住所地の近くの裁判所で行った場合の費用や手間の比較、和解（調停）により解決するか判決をもらうか等を検討した上で、管轄違いの主張をすべきか判断する必要があるといえるでしょう。

## 2 申立人が複数の事件について

通常訴訟では、複数の原告が一緒に申し立てる共同訴訟というものがあります。共同訴訟は裁判所が当事者を分離して審理しない限り、そのまま一緒に審理することになります。

労働審判でも、複数の申立人が一緒に申し立てることは禁止されていませんし、実

際に私も解雇無効による地位確認事件や残業代支払請求事件で、複数の申立人が一緒に申し立てて、同じ手続の中で複数の申立人の事件を審理した労働審判事件を担当したことがあります。

ですが現在では、東京地裁労働部では申立人側代理人に対し、複数当事者の共同申立てを避けて、個別の事件として申し立てるようお願いしているようです。

確かに限られた時間の中で複数の当事者の事件と一緒に審理するのは困難な面がありますし、理解できなくはないですが、別々に申立てを受けた会社側としては対応に非常に苦労します。またそれぞれの審判委員会が違うことを言い出すと、会社としても混乱してしまいますし、一つの事件で審判委員会が一方当事者に有利な判断をすると、その当事者はほかの事件でも強気に出で、調停がまとまりにくくなることもあります。

労働審判の段階では、別々の事件として審理され、結果として調停で解決できずに審判となり、それについて当事者の一方が異議を申し立てた場合、通常訴訟に移行することになりますが、東京地裁労働部の裁判官の話では、通常訴訟は一人の裁判官のところに集められ、関連事件として同じ裁判官が担当することになるようです。

会社側に厳しい裁判官か、そうでないかは訴訟の行方に大きく影響するので、全員ではないにしろ、何人かの労働部の裁判官の特徴を知っていることは、我々の強みの一つだと思っています。